

佐賀県告示第 158 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 8 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課、佐賀土木事務所及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知多久線	唐津市相知町鷹取字下原 1930 番 2 地先から 多久市北多久町大字多久原 2751 番 1 地先まで	令和 8. 7. 30